

令和5年度 算定基礎届の提出について

算定基礎届は、毎年7月1日現在における被保険者全員について、4月・5月・6月の報酬により、新しい標準報酬月額を決定する重要な届書です。

この届書により決定された標準報酬月額は、今後の報酬に著しい変動が生じない限り、本年9月から向こう1年間、保険料の計算や、保険給付の計算の基礎となります。

届書は、以下の各事項を参考に作成し、提出してください。

【目次】	
・「届出を必要とする被保険者」等	…1頁
・「算定基礎届の書き方」	…2頁
・「算定基礎届の記載例」	…3頁
・「パートタイマー等の記載例」等	…4頁
・「現物給与の価額」等	…5頁
・「月額変更届の提出」	…6頁
・「月額変更届の記載例」	…7頁
・「算定基礎届の提出方法」等	…8頁

届出を必要とする被保険者

7月1日現在の被保険者全員が対象となります。

したがって、病気やけが等で休職中の方および産前産後休業・育児休業・介護休業の方も記入が必要となります。なお、次の方は記載する必要はありません。

1. **本年6月1日以降に資格取得された方。**

2. **本年7月1日以前に資格喪失された方。**

3. **本年7月に月額変更が行われる方**（この方については、「月額変更届」を作成し算定基礎届に添付してください。）

ただし、健康保険のみ月額変更に該当する方は、厚生年金保険分のみ算定基礎届の作成が必要となります。

◎打ち出し用紙で作成される事業所（届書には黒ボールペン等で濃くはっきりと記入してください。）

届出用紙には、当組合に登録された被保険者情報により「保険証番号」「氏名」「生年月日」「種別」および「従前の標準報酬月額」をあらかじめ打ち出してあります。

したがって、届書には4月・5月・6月の「支払基礎日数」、「報酬月額」等の必要事項を記入してください。

なお、打ち出されている算定基礎届は、**4月28日**までに提出された届書により作成しておりますので、次の表に掲げる事項については、事前に追加記入・抹消・訂正をしてください。

追加記入・抹消が必要な被保険者		処理方法	訂正が必要な被保険者		処理方法
追加記入	5月31日以前の資格取得で記載されていない方	末尾の空欄に手書きで記入	訂正	5・6月月変に該当された方	「従前の標準報酬月額」欄を訂正
	7月1日以前に資格喪失された方	二重線で抹消し備考欄にその旨記入（7月月変該当者は月額変更届を記入）		4月以前の月変の届をおくれて（5月以降に）提出された方	
7月月変に該当された方	取得時等の報酬訂正の届をおくれて（5月以降に）提出された方				
抹消	7月月変に該当された方	氏名変更（訂正）届、生年月日訂正届を5月以降に提出された方	正しいものに訂正		

打ち出された「従前の標準報酬月額」「生年月日」が日本年金機構の登録データと相違している場合は当組合へご確認ください。

◎自社コンピュータ等で届書を作成される事業所

当組合の様式に沿った届書で作成してください。

様式については3ページの記載例でご確認ください。

◎電子データで届書を作成される事業所

日本年金機構が提供する「届書作成プログラム」または「電子媒体届書作成仕様書」に準じて作成してください。

※「届書作成プログラム」は、日本年金機構ホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>) から無料でダウンロードできます。

日本年金機構電子申請・電子媒体申請照会窓口（ヘルプデスク） ナビダイヤル0570-007-123

◇電子申請について◇

当組合では令和4年3月からコスモウェブで適用の電子申請ができるようになりました。

マイナポータル経由の電子申請ができない事業所やCDで提出されている事業所は是非、ご利用ください。

算定基礎届の書き方

次の点にご留意いただくとともに3ページの「算定基礎届の記載例」を参考に作成してください。パートタイマー等の方については4ページをご覧ください。

① 「㊦算定基礎月の報酬支払基礎日数」欄

4月・5月・6月の各月の報酬を算出する支払基礎となった日数(有給等を含む)を、それぞれ記入してください。

○月給者および日給月給者

各月の給与支払いの対象となった暦の日数を記入してください。欠勤控除がある場合、欠勤控除の計算の基礎となった日数から欠勤日数を差し引いた日数を記入してください。

〈例〉欠勤控除日額を算出するための日数が21日で

欠勤4日の場合

21日 - 4日 = 17日(報酬支払基礎日数)

○日給および時間給者

出勤日数と有給日数の合計を記入してください。

② 「㊧通貨によるものの額」欄

4月・5月・6月の各月に金銭で支払われたすべての報酬を記入してください。

なお、4月・5月・6月のいずれかの月に、昇給の差額が支給されたような場合でも、差額を含めた実際の支給額を記入してください。

○報酬とは・・・

報酬とは、労務の対償として受けるすべてのものをいいます。ただし、臨時に受けるものは除きます。

【報酬とされるもの】

基本給(月給、日給、時間給等)、残業手当、能率手当
役付手当、精勤手当、家族手当、通勤手当 など

【報酬とされないもの】

見舞金、退職金、出張旅費、慶弔費 など

※賞与、決算手当等については支給回数が年に3回以下であれば報酬に含まれませんが、4回以上支給されますと報酬に含まれます。

③ 「㊨現物によるものの額」欄

現物によるものとは、食事(食券を含む)、住宅、被服、定期券などのように金銭以外のもので支給されるものを「現物給与」といいます。

現物給与を支給したときは、5ページの「現物給与の価額」を参考に記入してください。

④ 「㊩合計」欄

「㊧通貨によるものの額」と「㊨現物によるものの額」の合計額を記入してください。

ポイント

支払基礎日数が17日未満の月については、「㊦算定基礎月の報酬支払基礎日数」欄だけを記入し、「㊧通貨によるものの額」・「㊨現物によるものの額」・「㊩合計」欄は記入する必要はありません。(パートタイマー・短時間労働者(3/4未満)等を除く)

⑤ 「㊪支払基礎日数17日以上月の報酬月額総計」欄

支払基礎日数が17日以上月の報酬の総計を記入してください。

⑥ 「㊫平均額」欄

4月・5月・6月に支払われた報酬の平均額(1円未満は切捨て)を記入してください。なお、この平均額は「㊪支払基礎日数17日以上月の報酬月額総計」を支払基礎日数17日以上月の月数で除して算出してください。

⑦ 「㊬修正平均額」欄

4月・5月・6月のいずれかの月に、さかのぼり昇給等の差額支給があった場合は、その額を除いて算出した「修正平均額」を記入してください。

⑧ 「㊭備考」欄

次のような場合に記入してください。

◇昇(降)給があった場合

①のように昇(降)給のいずれかを○で囲み昇(降)給が実際に行われた月をご記入ください。

また、②のように昇(降)給額をご記入ください

◇遡及支払いがあった場合

③のように対象月と遡及支払額をご記入ください。

◇長期欠勤中の方がいる場合

④のように欠勤の開始年月と理由をご記入ください。

◇現物支給がある場合

⑤のように名称をご記入ください。

備考	③	○月分
③・遡及支払額	○○○円	
②・㊫(降)給差	○○○円	
①・㊫(降)給月	○年○月	
④○年○月から欠勤(育休等)		
⑤	○○○を支給	

パートタイマー等の記載例

●パートタイマー等の算定基礎届については、フルタイムで勤務する被保険者と異なり、支払基礎日数によって算定方法が異なりますのでご注意ください。

- ① 被保険者がパートタイマー等であるときは、算定基礎届の備考欄に「パート」と記入してください。
- ② パートタイマー等の場合であっても4月・5月・6月の算定月中、支払基礎日数が17日以上のある月があれば、17日以上のある月の報酬により計算し、決定されます。
- ③ 4月・5月・6月の算定月のすべての基礎日数が17日未満の場合は、その支払基礎日数が、当該被保険者につき恒常的なものと認められる場合（おおむね15日以上）の月の報酬月額を標準報酬月額決定の基礎として取り扱います。
- ④ 4月・5月・6月の算定月のすべての基礎日数が15日未満の場合は、従前の標準報酬月額を当該年度の標準報酬月額とします。

※3か月とも支払基礎日数が17日以上ある場合は、一般の被保険者と同じく3か月平均で決定します。

●支払基礎日数に17日以上のある月がある場合（17日以上のある月の報酬により決定します。）

健康証番号 12	<input type="checkbox"/> 短時間労働者(3/4未満) (該当する場合は☑を入れてください。)		氏名 愛知 りえ	年号 5 41	生年 10	月 01	日 2	種別	健康の従前 1 1 8	千円	年 月
支払基礎日数	4月 21日	126,000	0	126,000	0	126,000	0	126,000	126,000	05	09
	5月 16日	111,000	0	111,000	0	111,000	0	126,000	126,000		
	6月 15日	108,000	0	108,000	0	108,000	0	126,000	126,000		
									1 2 6		

「パート」の方については、17日未満の月の報酬月額も必ず記入してください。

支払基礎日数が17日以上ある月により計算してください。

備考欄に「パート」と記入してください。

●支払基礎日数が3か月とも17日未満の場合

健康証番号 20	<input type="checkbox"/> 短時間労働者(3/4未満) (該当する場合は☑を入れてください。)		氏名 吉田 花子	年号 5 32	生年 05	月 21	日 2	種別	健康の従前 1 1 8	千円	年 月
支払基礎日数	4月 15日	108,000	0	108,000	0	108,000	0	220,000	220,000	05	09
	5月 16日	112,000	0	112,000	0	112,000	0	110,000	110,000		
	6月 10日	60,000	0	60,000	0	60,000	0	110,000	110,000		
									1 1 0		

「パート」の方については、17日未満の月の報酬月額も必ず記入してください。

支払基礎日数が15日以上ある月により計算してください。

備考欄に「パート」と記入してください。

特定適用事業所に勤める短時間労働者（3/4未満）の記載例

※特定適用事業所とは厚生年金保険の被保険者数が常時100人を超える事業所をいいます。

●短時間労働者については、フルタイマー・パートタイマーとは算定方法が異なります。

- ① 被保険者が短時間労働者である場合は、算定基礎届の「①被保険者の区分」欄、短時間労働者（3/4未満）に☑を入れて下さい。
- ② 短時間労働者に関しては支払基礎日数は各月11日以上となっています。4月・5月・6月の算定月中、支払基礎日数が11日以上のある月があれば、11日以上のある月の報酬月額により計算し、決定されます。
- ③ 4月・5月・6月の算定月中すべての基礎日数が11日未満の場合は、従前の標準報酬月額を当該年度の標準報酬月額とします。

※3か月とも支払基礎日数が11日以上ある場合は、一般の被保険者と同じく3か月平均で決定します。

健康証番号 99	<input checked="" type="checkbox"/> 短時間労働者(3/4未満) (該当する場合は☑を入れてください。)		氏名 佐藤 二郎	年号 5 43	生年 07	月 30	日 1	種別	健康の従前 1 3 4	千円	年 月
支払基礎日数	4月 11日	95,000	0	95,000	0	95,000	0	220,000	220,000	05	09
	5月 14日	125,000	0	125,000	0	125,000	0	110,000	110,000		
	6月 10日	89,000	0	89,000	0	89,000	0	110,000	110,000		
									1 1 0		

「短時間労働者」の方についても、11日未満の月の報酬月額も必ず記入して下さい。

「短時間労働者」の方は必ず☑を入れて下さい。

支払基礎日数が11日以上ある月により計算してください。

現物給与の価額

食事、住宅、自社製品、通勤定期券などを現物で給与を支給する場合も労働の対象であれば報酬となります。この内、食事と住宅については都道府県ごとに定められている「現物給与の価額表」により報酬額に算入します。それ以外の物は時価で報酬額に算入します。

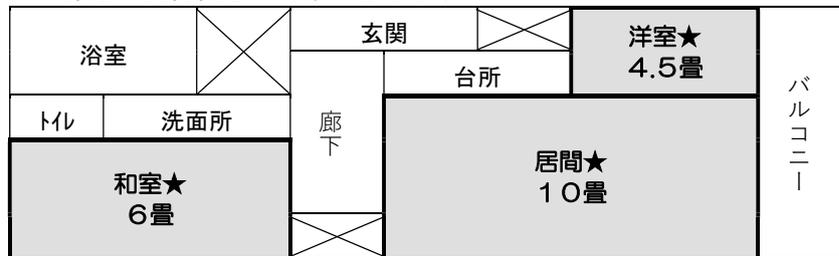
《現物給与の価額表（愛知県）》

食事			住宅	その他
区分	1日当たり	1か月当たり		
朝食	180円	5,400円	1人1月当たりの住宅の利益の額 (畳1畳につき) 1,560円	時価
昼食	260円	7,800円		
夕食	290円	8,700円		
三食	730円	21,900円		

《住宅で支払われる報酬等》

価額の算出にあたっては、居間、寝室、客間、書斎、食事室など居住用の室を対象とします。そのため、玄関、台所（炊事場）、トイレ、浴室、廊下など、また、店、事務室などの営業用の室は含めないことになります。

★の部分が見物給与の対象になります



《食事で支払われる報酬等》

給食や食券を支給している場合で、一部を被保険者本人が負担している場合は、価額から本人負担分を差し引いた額が見物給与の額です。ただし食事の価額の3分の2以上を本人が負担している場合は報酬に算入しません。

なお、本社管理の適用事業所における支店等に勤務する被保険者の現物給与は、支店等が所在する都道府県の価額を適用します。

※本社管理とは、本社と支店等が合わせて1つの適用事業所になっていることをいいます。

※派遣労働者の現物給与は実際の勤務地(派遣先の事業所)ではなく、派遣元の事業所が所在する都道府県の価額を適用します。

現物給与の詳細は日本年金機構のホームページをご参照ください。

その他のお知らせ

●休職給や昇給差額を支払う場合は修正平均を記入してください。

標準報酬月額を4月・5月・6月の報酬で算出した結果、実態と大きくかけはなれた場合は修正平均を算出し、保険者算定ができることになっています。

修正平均を用いて算定を行うのは、以下の【1】～【4】に該当する場合です。

- 【1】4月・5月・6月の3か月間において3月分以前の給料の遅配を受け、または、さかのぼった昇給によって数か月分の差額を一括して受けるなど、通常受けるべき報酬以外の報酬を当該期間において受けた場合。
- 【2】4月・5月・6月のいずれかの月において低額の休職給を受けた場合。
- 【3】4月・5月・6月のいずれかの月においてストライキによる賃金カットがあった場合。
- 【4】「当年の4月・5月・6月の3か月間に受けた報酬から算出した標準報酬月額」と「前年の7月から当年の6月までの間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額(支払基礎日数が17日未満の月を除く)」の間に2等級以上の差を生じた場合であって、当該差が業務の性質上例年発生することが見込まれている場合。

月額変更届の提出

昇（降）給などによって、被保険者の受ける報酬が2等級以上変動したときは、定時決定（算定基礎届）を待たずに、標準報酬月額の変動（随時改定）が行われます。

算定基礎届を作成する前に、月額変更届の提出漏れがないか、一度ご確認ください。なお、現在の登録状況を確認されたい事業所は「データ作成伺（算定時用）」を当組合にご提出ください。

※「データ作成伺（算定時用）」は当組合のホームページ（お知らせ）に掲載いたします。

●月額変更届が必要な方

月額変更届は、次の3条件にすべてあてはまる場合に、提出してください。

①固定的賃金の変動があったとき

固定的賃金の変動とは

- ア.定期または特別な昇給あるいは降給をしたとき。
- イ.基本給(月給、日給、時間給)を改定したとき。
- ウ.諸手当(家族手当、通勤手当等のすべての手当)の基本額を変更したとき。
- エ.請負給、歩合給などの単価や歩合率を変更したとき。
- オ.給与体系を変更したとき(日給制から月給制になった場合、諸手当が新たに支給されることになった場合等)。

②標準報酬月額が2等級以上変動したとき

変動があった報酬を支払った月以降継続する3か月間の報酬総額の平均額を標準報酬月額にあてはめて、現在の標準報酬月額との間に、2等級以上の差が生じた場合をいいます。

ただし、標準報酬月額の等級が1等級変動したときでも、月額変更届が必要な場合があります。例えば、健康保険の標準報酬月額が「68千円」である方が53,000円未満となったとき、または「1,330千円」である方が、1,415,000円以上となったときも含まれます。(等級の上では1等級の差ですが、この場合は2等級の差があったものとみなします)

また、月額変更の原因となった動きと正比例の等級の変動でなければ該当しません。例えば、基本給が昇給しても、等級が下がった場合は該当しません。

③支払基礎日数が17日以上であること

継続した3か月における支払基礎日数がすべて17日以上であることが必要です。

月額変更該当すると変動の報酬が支払われた月から4か月目に標準報酬月額が改定されます。

◇◆月額変更届、こんな時どうする?◆◇

①さかのぼって昇給したとき

昇給がさかのぼって行われ、昇給差額を支給した場合は、昇給月ではなく差額を支給した月を「固定的賃金の変動月」とみなしますので、支払った月から3か月を対象として計算してください。

②7月月変を提出するとき

7月から改定される月額変更届は、基礎となる3か月(4月・5月・6月)が算定基礎届と同じになります。この場合、月額変更届が優先されますので算定基礎届の作成は不要となります。

④ 8月、または9月に月額変更の予定があるとき

7月、または8月に報酬の支払いがあった後でないとは正確にはわかりませんので、一旦算定基礎届に記入していただき、備考欄に「8月月変予定」あるいは「9月月変予定」と明記のうえ「算定基礎届総括表」に予定者数をそれぞれ記入して提出してください。

なお、8月・9月月変に該当した場合は月額変更届が優先となり算定基礎届は自動取り消しとなります。8月あるいは9月に月額変更の該当者を確認して「月額変更届」を提出してください。

④健保と厚年の標準報酬の上下限の差について

標準報酬月額が「650千円」以上の方又は「88千円」以下の方については、健康保険のみで月額変更該当する場合があります。健康保険のみ7月月変に該当される方は、厚生年金保険分は算定基礎届の提出が必要となります。

⑤年間平均の随時改定について

随時改定の際、通常の随時改定では著しく不当であると認められる場合は、定時決定と同様に、年間平均による保険者算定を届け出すことができます。詳しくは、当組合までお問い合わせください。

月額変更届の記載例

「健保証番号」欄

健保証番号を記入してください。

「生年月日」欄

年号は、昭和生まれ「5」、平成生まれ「7」で記入してください。

【4月から昇給があった方の例】

4月に昇給があった方は、7月から標準報酬月額が改定されます。

この場合、算定基礎届への記入は必要ありませんので、算定基礎届は抹消してください。

(健康保険のみ7月月変に該当する場合は、厚生年金保険分のみ算定基礎届を提出してください。)

「昇(降)給差の月額」「昇(降)給月」欄

昇(降)のいずれかを○で囲み、昇(降)給差の月額、昇(降)給の支払、遡及分の支払いが行われた月、ならびに昇降給した理由を記入してください。

【さかのぼり昇給により差額支給した方の例】

2月から昇給し、昇給差額を3月に支給した場合、月額変更届は、3月・4月・5月について作成します。

なお、このような場合には差額を除外した「修正平均額」を算出し記入してください。(この場合、算定基礎届の従前等級を訂正してください。)

【健康保険のみ月額変更該当する例】

標準報酬月額は、健康保険と厚生年金保険では上下限が異なります。

厚生年金保険の上限以上、下限以下の方で、健康保険のみ7月月変に該当する場合は、厚生年金保険分のみ算定基礎届を提出してください。

被保険者報酬月額変更届

第()業

健康保険被保険者証の記号	899				
健康保険被保険者の区分	被保険者の氏名	生年月日	昇(降)給	従前の標準報酬月額	従前の改定月/原因
算定対象月の報酬支払基礎日数	金額(通貨)によるもの額	現物によるもの額	合計	3か月の総計	改定年月
健康証番号	□短時間労働者(3/4未満)	氏名	年 月 日	昇(降)給	健康の従前
13	□	清水三郎	5 26 9	1	2 4 0
支払基礎日数	金額によるもの額	現物によるもの額	合計	3月平均	修正平均
前3月 4月 31日	270,000		270,000	810,000	5 7
前2月 5月 30日	270,000		270,000	270,000	
前1月 6月 31日	270,000		270,000	270,000	
健康の改定				2 8 0	基本給増
健康証番号	□短時間労働者(3/4未満)	氏名	年 月 日	昇(降)給	健康の従前
15	□	三木和男	5 41 9	10	2 0 0
支払基礎日数	金額によるもの額	現物によるもの額	合計	3月平均	修正平均
前3月 3月 28日	280,000	3,000	283,000	769,000	5 6
前2月 4月 31日	240,000	3,000	243,000	256,333	243,000
前1月 5月 30日	240,000	3,000	243,000	243,000	
健康の改定				2 4 0	基本給増
健康証番号	□短時間労働者(3/4未満)	氏名	年 月 日	昇(降)給	健康の従前
18	□	山田五郎	5 28 10	5	1 3 3 0
支払基礎日数	金額によるもの額	現物によるもの額	合計	3月平均	修正平均
前3月 4月 31日	1,415,000		1,415,000	4,245,000	5 7
前2月 5月 30日	1,415,000		1,415,000	1,415,000	
前1月 6月 31日	1,415,000		1,415,000	1,415,000	
健康の改定				1 3 9 0	基本給増
健康証番号	□短時間労働者(3/4未満)	氏名	年 月 日	昇(降)給	健康の従前
25	□	中村花子	5 30 5	13	9 8
支払基礎日数	金額によるもの額	現物によるもの額	合計	3月平均	修正平均
前3月 4月 31日	110,000		110,000		
前2月 5月 15日					
前1月 6月 31日	110,000		110,000		
健康の改定					
健康証番号	□短時間労働者(3/4未満)	氏名	年 月 日	昇(降)給	健康の従前
	□				
支払基礎日数	金額によるもの額	現物によるもの額	合計	3月平均	修正平均
健康の改定					
事業所所在地	〒453-0804 名古屋市中村区黄金通1丁目18番地		令和 年 月 日 提出		
事業主氏名	愛鉄連株式会社		受付日 付印		
代表取締役	愛知 太郎		愛鉄連健康保険組合理事長 殿		
電話番号	(052) 481-7251		(令和4年10月1日改)		

【月額変更該当しない例】

支払基礎日数に17日未満の月がある場合は、月額変更届を提出する必要はありません。誤って記入された場合は二重線で抹消してください。

【標準報酬月額が1等級しか変動しない場合でも月額変更該当する例】

従前の等級と改定後の等級の差が1等級しかなくても月額変更該当する場合がありますので、6ページの月額変更届の提出を参照してください。

後期高齢者該当の方について

【65歳以上70歳未満で後期高齢者医療制度の被保険者の方の記入】

65歳以上70歳未満の方で一定の障害があり、健康保険制度の資格を喪失し、後期高齢者医療制度の被保険者となった方については厚生年金の資格が継続しているため、年金事務所へ厚生年金保険分のみ算定基礎届の提出が必要となります。

算定基礎届の提出方法

健康保険分の届書のみを当組合までご郵送ください。(令和5年7月10日(月)必着)

算定基礎届の提出についてのお願い

- ①電子申請（マイナポータル経由）で提出される事業所
 - ・算定基礎届総括表を忘れずに添付して提出してください。
 - ・必ず令和5年7月1日以降に提出してください。それより前に提出された場合は返戻いたしますのであらかじめご了承ください。
- ②電子申請（コスモウェブ経由）で提出される事業所
 - ・CSVファイルでの提出にご協力をお願いします。
 - ・算定基礎届総括表を忘れずに添付して提出してください。
 - ・必ず令和5年7月1日以降に提出してください。それより前に提出された場合は受付ができませんのであらかじめご了承ください。
- ③独自様式で提出される事業所
 - ・事業所独自の様式や年金機構の様式で提出される際は必ず正本・副本を各一部提出してください。
 - ・標準報酬月額を忘れずに記入してください。記入欄がない場合は欄外に記入してください。

【その他の注意事項】

- ◆5月31日までに資格取得された方で、まだ「資格取得届」を提出されていないときは、算定基礎届に資格取得者を追記し「資格取得届」を早急に提出してください。
- ◆7月1日以前に資格喪失された方で、まだ「資格喪失届」を提出されていないときは、算定基礎届から資格喪失者を抹消(備考欄に〇月〇日喪失と記入)していただき、「資格喪失届」を早急に提出してください。

紙・CDで届書を作成されているご担当者様へ

届書電子化のガイダンス動画を作成いたしました。
是非ご覧ください!!!
QRコードからYouTubeへアクセス!!!!



【決定通知書の送付について】

- ・算定基礎届決定通知書は、8月下旬に送付予定です。
- ・なお決定および改定された標準報酬月額が健康保険組合、日本年金機構ともに相違がないかをご確認ください。(健康保険組合と日本年金機構は等級の上限、下限に相違がありますのでご注意ください。)

【お問い合わせ】

愛鉄連健康保険組合 業務課

〒453-0804 名古屋市中村区黄金通 1-18

TEL 052-461-6131 FAX 052-461-6135

E-mail gyoumu@aiteturen-kenpo.or.jp

